

事業主各位

埼玉県建設業健康保険組合
理事長 首藤 和彦
(公印省略)

令和8年度の健康保険料、介護保険料等について

日頃、当組合の事業運営につきまして皆様のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、令和8年2月19日開催の第129回組合会において、令和8年度の保険料について次のとおり承認されましたのでお知らせいたします。

1. 改定となる保険料の実施時期

- ① 令和8年3月分(4月30日納入分)から「介護保険料」の変更
- ② 令和8年4月分(6月1日納入分)から「子ども子育て支援金」の追加

2. 概要

- 健康保険料は据え置き
- 介護保険料は引き下げ、16/1000に改定
- 子ども・子育て支援金の告示、料率は全国一律で2.3/1000
(事業主と被保険者で折半)

3. 改定前及び改定後の料率表

改訂前

令和7年3月分から令和8年2月分保険料

健康保険料率		一般保険料率				調整保険料率	
		基本保険料率		特定保険料率			
事業主	被保険者	事業主	被保険者	事業主	被保険者	事業主	被保険者
52.2	47.2	31.461	28.409	20.089	18.141	0.65	0.65

介護保険料率	
事業主	被保険者
8.6	8.6

改定後

令和8年3月分から令和9年2月分保険料

健康保険料率		一般保険料率				調整保険料率	
		基本保険料率		特定保険料率			
事業主	被保険者	事業主	被保険者	事業主	被保険者	事業主	被保険者
52.2	47.2	33.418	30.177	18.132	16.373	0.65	0.65

介護保険料率	
事業主	被保険者
8.0	8.0

令和8年4月分から
子ども・子育て支援金が追加

子ども・子育て支援金	
事業主	被保険者
1.15	1.15

※基本保険料は組合加入者に対する医療給付費、保険事業費などに使われます
※特定保険料は高齢者医療制度などへの支援金、納付金、拠出金などに充てられます
※調整保険料は財政が窮迫している健保組合の助成事業等の財源に充てられます

[詳細は新しい料額表をご確認ください](#)